

## 公述人1(会場①高崎河川国道事務所)

### 意見の概要

新河川法制定の目的は、それまでのハード面の推進ではなく、その加速化の調整と環境への影響についての検証であると言われていきます。因みに環境問題の検証に求められていることは、河川についてを例にしていうと、本線と支線、治水と利水、管轄が国か県か市町村か・・・によって区別しない視点で検証することが求められるようになったと思います。しかし、実際は今回の計画についてみても、総合的な視点からの計画とは思えないです。特に、八ツ場ダム計画のためにつくられた品木ダムによる環境破壊の問題は、利根川水系の環境問題として看過できないのですが、ほとんど取り上げておりません。火山活動で無限に出てくる酸性水を中和しよるうとすれば、中和生成物が無限に溜まり続けるのです。そのセメント固化された堆積物は、アルカリヒ酸塩と不溶性の水酸化鉄に分解され、環境を破壊し続けるのです。崩れ出せば全利根川水系の水が汚染されるのです。一日も早い対策が求められています。